

第2回飯田市社会福祉審議会児童福祉分科会（飯田市版子ども・子育て会議）
第2回飯田市次世代育成支援対策地域協議会 議事録

日時 令和2年9月30日（水）10:00～12:00

会場 飯田市役所 本庁 第二委員会室

出席者（委員）：原委員、森山委員、村松委員、近藤（政）委員、松本委員、小池委員、岡田委員
近藤（綾）委員、宮嶋委員、宮内委員、矢澤委員、小西委員、稲垣委員、土屋委員
菱田委員

（事務局）：清水健康福祉部長、高山子育て支援課長、小澤子育て支援課長補佐兼保育係長、
蓑和子育て支援課長補佐兼こども家庭応援センター所長、関島子育て支援係長、
福澤保育施設担当専門主査、片桐保健課保健指導係長、林産業振興課長補佐兼労政係
長、上沼学校教育課長補佐兼学務係長、小澤子育て支援課長補佐兼保育係長

（司会）：澤柳子育て支援課長補佐兼家庭係長

1 開 会

2 児童福祉分科会長

前回の分科会より、世の中が大きく動いた。新型コロナウイルスもそうだが、総理大臣も変わった。大臣の話の中で、「自助、共助、公助が大切」という話、「絆が大切」という話があった。皆さんが検討しているのは「公助」の部分。「公助」の前の「共助」の大切さについても前回の会議で話題にあったところ。LINE や SNS 等のツールの普及により、離れた家族とのやり取りも容易になった。「絆」「共助」にも役立つと感じている。

今回の会も報告、協議事項等ボリュームが多い。意見を出していただき、検討していけたらと思う。

3 健康福祉部長あいさつ

新型コロナウイルス感染状況については、いろいろな動きがある。現在日本では感染予防と経済を両輪で回していく流れになっている。その中で、我々もウイルスについても知識がついてきた。感染予防の習慣化ができてきた。日々の感染症対策が重要である、これまでどおり行っていただきたい。

飯田市ではこれまで緊急対策事業として5弾の対策を行ってきた。のべ139億円となる。1人10万の定額給付金に101億円あまり、その他事業に38億円が使われている。検査センターの立ち上げ、運営について、現在までの検査件数は312件。ピーク時は1日10件の検査を行った。現在は1日2～3件の検査を行っている。瀬口脳神経外科と中部公衆で抗B検査を行っている。自己負担ではあるが症状がなくても検査が可能。

厚労省より、インフルエンザとコロナの同時流行に備え、身近な診療所で両方の検査ができるように、との通達がでている。主体的に動くのは県となるが、医師会等と協議、構築中である。インフル

エンザ等のその他の感染症について、コロナの感染症対策の影響か、昨年の100分の1の流行というデータもある。過度に恐れず、今後も感染予防を続けていくことが重要。

国内で著名人の自殺が話題となった。悩む人が孤立しないように温かく見守る環境が必要となる。会長の挨拶にもあったが、新型コロナウイルスの影響がどの程度あったかは分からないが、影響は少なからずあり、人々のつながり、共助の部分が希薄になってしまったのではと危惧している。一刻も早い、コロナに気を遣わずのびのびと暮らせる生活を願ってやまないが、ご存じのとおり終息の目処はたっていない。各自対策を取っていただくことが大切。

最後となったが、飯田市の第5弾の緊急対策事業として、児童福祉施設の職員へ1人3万円の支給をすることが採択された。国で実施された医療職・介護職への慰労金に対応した、飯田市独自の事業となる。また担当より説明があるかと思うが、頑張っていたでいる児童福祉施設の職員に敬意を表しつつ事業を組み立てた。それぞれの立場から検証、検討いただき意見を出していただきたい。

4 報告事項

(1) 新型コロナウイルス感染症対応について②

(小澤子育て支援課長補佐兼保育係長より事前配布資料の説明)

意見質問事項

- A 委員** 児童福祉施設職員への慰労金事業について。
対象外の職員もいるとの説明であったが、その調査、確認はどのように行うか。
- 事務局** 支給対象者の職員について、施設より職員氏名・生年月日・住所等の個人情報を出しいただく。同じ職員に慰労金が重複して支払われることの無いよう、確認を行うこととなる。
- B 委員** 先に法人が職員に慰労金を支払ったあと、補助金という形で飯田市より法人に支出する、という理解でよいか。
- 事務局** お見込のとおり。補助金として飯田市より法人へ支出する。法人の経営もあろうかと思うので、請求があり次第10月に概算払いを行う。3月に実績報告をいただき、精算を行う予定。
- C 委員** 慰労金について。対象施設に放課後児童クラブが3か所とあるが、各小学校に併設のものとは別のものか。
また、公立の保育職員については対象外となるのか。
- 事務局** 計上の児童クラブについては、民間の保育施設において、保育所併設で行っている民間の児童クラブのこと。
公立の保育職員については、公務員のため対象外となる。
- D 委員** 子育て支援給付金について。自身も対象であり、ありがたい施策だった。手続きもなく、案内も分かりやすかった。

公立の職員は対象外とのことだが、他に手当等で対応しているのか。

- 子育て支援課長 子育て支援給付金について。担当係が、分かりやすさに注力して事務を行った。報われるようなありがたいお言葉を頂き、感謝。
慰労金について。公務員は、公僕である。地方公務員法上、慰労金等の金銭を支給することは不可能であるため、対象外となる。その代わり、ではないが、市長からの感謝と慰労のメッセージを頂戴し、全職員で共有した。課からも慰労と感謝のメッセージを発信している。
公立保育園の職員からは、空調設備など現場の保育環境のさらなる充実に力を注いでいただきたいとの要望があった。今後、保育環境の充実について注力していく。
- D 委員 私立と公立の職員の差が話題に上がるものと思う。公立の職員のモチベーションが下がらないよう、きちんと職員ひとりひとりに慰労、感謝のメッセージが届くよう、配慮いただきたい。
- 子育て支援課長 公立保育園については、課長とブロック別の研究会を行っている。その場を通じて、直接職員の皆さんにも伝えていきたいと思っている。
あわせて、分科会委員の皆様からも応援のお言葉があったことを伝えたい。

5 協議事項

(1) 保育所型認定こども園の認可申請について

(小澤子育て支援課長補佐兼保育係長より資料No.1の説明)

意見質問事項

- B 委員 鼎あかり保育園は私立保育園より認定こども園化をする意向とのことだが、なぜ認定こども園化を申請したのか。保護者のニーズの変化によるものか。
- 事務局 保育要件を必要としない子に対する、1号認定児童の地域ニーズがあるとのこと。きょうだい関係で、保育要件がなくなることにより、就学前3年間の幼児教育を受けさせたいと思う保護者のニーズに対応するもの。
- A 委員 ① 保育サービスに対する公立保育園と私立保育園のニーズ(認定こども園化に対する需要)に違いはあるのか。
② 入所の地域範囲(学区)のようなものの差はあるか。
③ ②に対する、園バス運行など登園の配慮はあるのか。
- 事務局 ① 違いはない。公立保育園でも認定こども園化をすべく研究中である。
② 保育園には、小学校のような学区はない。飯田市内であれば自由に施設を選択可能である。
③ 公立園では通園バスをおこなっていない。私立園ではサービスの一環として行

っている園はある。バス代は保護者の実費負担である。

E 委員

- ① 1号認定の保育料の決定について、園で自由に裁量があるのか。
- ② 鼎あかり保育園は、認定こども園化によって保育料の徴収事務があらたに生ずる。滞納に対する処理について、未納者に対する保育の提供や徴収の実際の事務に対する市の支援についてどうか。

事務局

- ① 1号認定の保育料については、昨年（令和元年）10月より、2号認定の保育料と同時に無償化の対象となっている。上乗せ徴収分については園の自由裁量であり、保護者との契約の中で決めていくことになる。鼎あかり保育園については、保護者の負担について増やさないと意向（上乗せ徴収無し）と聞いている。
- ② 実際の滞納の事務については、園で行っていただくこととなる。児童福祉施設の位置づけであるため、保育料を滞納したからといって保育の必要性のある児童を退所させるべきでないと考えます。

D 委員

鼎あかり保育園が、保育所としての鼎あかり保育園と、幼稚園としての鼎あかり保育園と、二つの機能として申請するということと捉えてよろしいか。定員の設定については、鼎あかり保育園の見込みの数か。

子育て支援課長

総括的な補足を行いながらお応えする。

類型としては、保育所型認定こども園であるため、幼稚園機能を持つ、あくまで保育園である。15人の1号認定の定員は、鼎あかり保育園のニーズ判断によるものであるが、市としてはあまり1号認定児の定員を拡大すると、保育が必要である2号認定児の受け入れ数に影響するため、最小限に、という思いがある。

昨年度、年間を通じ、子育てプランの策定のためにこの委員会の中で研究を行ってきた中で、未満児の保育ニーズにどう応えていくか、ということが喫緊の課題であった。結論としては、①3歳未満児保育の受け皿を作る ②3歳未満児の子どもを家庭で見ることができる環境を作る という2本の対応、解決策にまとめられたところ。

②に対し、3歳未満児に既に保育園に入園しているきょうだい児がいた場合、3歳未満児が1歳を超えるときょうだい児の保育要件がなくなってしまう。きょうだい児が保育園に通い続け幼児教育を受けるためには、保護者が家庭で3歳未満児を保育していただくも、保護者が就労し保育要件を満たす必要がある、という消極的な理由により、3歳未満児の保育受け入れ数を圧迫している実態がある。

この場合、きょうだい児が1号認定児として、保育要件がなくとも保育園に通い続けることができれば、3歳未満児を家庭で保育することができるようになる。

家庭の選択肢を増やすことが、結果、急増する3歳未満児保育のニーズ抑制につながることから、保育所型認定こども園という選択肢が生まれた、ということである。保育所型認定こども園と、保育園に大きな差はない。保育料の徴収と運営費の支払いの仕組みに違いがあることから、近藤（政）委員のご質問のとおり、保護者による保育料の滞納が重なれば、経営を圧迫してしまうという状況は確かにある。園があつてこその子育て環境である。市としても滞納に対する支援は行うものであると考えている。

(2) 企業主導型保育施設の設置に関する推薦について

(小澤子育て支援課長補佐兼保育係長より資料No.2の説明)

意見質問事項

- F 委員** 認可外保育所ということで、国とのやり取りが主であるということであるが、市の方で保育内容等の指導をする場はあるか。既存の保育所等との交流があるか聞きたい。
- 事務局** 認可外保育所の監査や指導は長野県の管轄となるが、県の監査に市も同行しているため、現地の確認や保育内容の把握は可能。
既存の保育所との交流については、現在ないと思われる。
- A 委員** 設置にあたり、地元との協議は行われるのか。
- 子育て支援課長** 企業主導型保育所については、昨年まで、設置の自治体での所見を国に伝える機会が、仕組みとして存在していなかった。実際に、自治体が知らない間に設置され、運営されているケースがある。全国的に、地元市町村の了解がないのは如何かという問題提起があったのか、今年度よりこのような「推薦書」という機会が設けられたものと思っている。
今回は市に対し、設置希望事業所より、設置に対する相談が事前に行われている。市を通じて私立保育園連盟、伊賀良地区まちづくり委員会に情報提供をしていく。市からは設置希望事業所には、国から設置認可がされた際には地元自治体にも説明を行っていただくこと、既存の保育環境を尊重いただくよう伝えている。
- G 委員** 企業主導型という新たな保育の受け皿ができることで、3歳未満児保育のニーズに応えられるというように考えれば、推薦書の表現で問題ないと思うが、添付の資料には「他企業との共同設置」という類型も見られる。設置のイメージが湧きづらい。現段階で、保育施設の設置イメージについて、企業より情報提供はあるのか。
- 事務局** 企業からの情報提供はない。
現時点でわかっているのは資料のとおり、設置企業名、設置場所、定員の程度。国からもこれ以上の情報はなく、恐らくは単独設置によるものと思われる。
- G 委員** 現段階では具体的になっていないということで了解した。

子育て支援課長 資料のとおり、OOSHISHI 株式会社ではすでに保育所の運営を行っている実績がある。株式会社が行う認可外の保育事業、というイメージのほうが分かりやすいかと思われる。

岡田委員の質問にもあった、認可外保育所の保育の質の維持については、市でも特に気を配る考え。長野県には認可外保育施設の届出義務があり、届出の行われた保育施設は県の監査の対象となる。県の監査には市も同行し内容を把握する、という仕組みはできあがっている。飯田の子どもを預かっていただく以上、保育の質の維持には市として責任をもってあたっていきたい。

6 その他

(1) 地域型保育事業の認可申請の予定について

- ・事業所内保育所 川路地区 社会福祉法人 ゆいの里 (施設名：未定)
- ・家庭的保育事業 上郷地区 合同会社 にじいろたね (施設名：自然保育のつばら)

7 次回開催予定

日時：令和3年1月をめどに開催予定 *後日通知予定

内容：地域型保育事業の認可申請について

8 閉会

子育て支援課長より

2点、これまでの説明に補足したい。

慰労金事業について。長野県では、現段階では飯田市のみが独自で事業を行っている。全国では、岡山市、由利本荘市、練馬区などが先駆けて同事業を行っている。近藤委員の質問にあった、公立保育所の保育士に対する慰労金についても、事業の組み立てに際し、これら自治体へ公立保育所の保育士に対する慰労金についてどうかと聞いたが、どちらの自治体においても、『公務員である公立園の職員には支払うことができないため、民間園の職員のみ対象とする』という結論に、悩みつつも至っていた点、申し添える。

OOSHISHI 株式会社について。私の思いからいえば、企業にお越しいただいて挨拶、説明していただきたかったが、感染症の件もあり、静岡からおいでいただけなかった。当課としては情報の密なやり取りも行えず、姿が見えない中での審議となってしまったことについてお詫びをしつつ、ご了解いただければと思う。